

日本語教師の日本語教育能力の判定等に関する主な意見の整理

1. 現状と課題

- 国内の日本語教育を行う機関のみならず海外の教育機関及び国内外の外国人材を雇用する企業等から、専門性を有する日本語教師に対する需要が増している。
- 日本語教育の質の向上や専門人材が求められる一方で、日本語教育の担い手の不足も示唆されている。
- 近年、日本語教師を目指す者が減っているという指摘がある。日本語教師の処遇改善につながるような雇用の枠組みや日本語教師の職業としての魅力の発信等について検討する必要があるのではないか。
- 留学生や就労外国人は、限られた時間の中で効率的・効果的に日本語を習いたいと考えており、その需要を満たすことができる日本語教育能力を有する日本語教師を増やす必要があるのではないか。また、その日本語教師の知識・技能を客観的な指標で可視化できるとよいのではないか。
- 留学生に対する日本語教育においては、大学や大学院で高等教育を受けるために必要となる日本語だけでなく、専門学校でITや介護などの専門技術を学ぶための日本語、企業で働くための日本語、日本で生活し日本文化に親しむことを目的とした日本語など教育内容は多様である。日本語教師の日本語教育能力の判定の必要性を検討する際には、このような多様な現状を踏まえつつ検討を行う必要があるのではないか。

2. 基本的な考え方

(1) 趣旨・目的

- 日本語教育分野以外の業界からの需要に対し、一定の日本語教育能力を証明する方策として日本語教育人材の日本語教育能力の判定は必要ではないか。
- 日本語教育の質の向上や専門人材が求められる一方で、日本語教育の担い手の不足も示唆されている。日本語教育能力の判定の必要性の検討に当たっては、日本語教育人材の裾野を広げるような観点も必要ではないか。また、仮に新たな資格等を設定する場合には、日本語教育の担い手が減少しないよう、十分な周知期間を設けるなどの配慮が必要ではないか。

- 海外では、各国それぞれ独自の教師の要件が定められていることから、日本語教育能力の判定の必要性の検討においては、主に国内で活動する日本語教師を対象に検討することとしてはどうか。
- 多くの国民が日本語教師という職業の専門性を認知し、国内外で活躍する日本語教育人材を増やすために、公的な資格の創設が必要ではないか。
- 外国人が日本国内で社会生活を円滑に営むことができるよう、外国人の受入れに関わる機関・団体等をはじめとして多様な場に外国人の日本語学習を支援する日本語教育人材を配置する仕組み等を関係行政機関が協力して検討する必要があるのではないか。
その場合、それぞれの場に対応できる日本語教育人材の日本語教育能力を証明する方策として日本語教育能力の判定が必要となるのではないか。

(2) 制度設計の前提（日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告））

- 日本語教師としてのスキルを証明するための「資格」の具体的な制度設計に当たっては、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」（平成30年3月2日）（以下、「養成・研修報告書」と言う。）に記載された養成・研修の考え方を前提とすることが適当ではないか。
- 現在、日本語教師の資格はないが、法務省告示の日本語教育機関の日本語教員の要件は定められており、法務省告示の日本語教育機関ではない国内外の多様な機関においても日本語教師の採用条件として同要件が広く用いられていることから、この要件についても併せて検討する必要があるのではないか。
- 現行の法務省の告示基準に示される教員の要件については、様々な課題が指摘されている。日本語教育機関の教育水準の向上に資するよう、教員要件の見直しが必要ではないか。
 - ・ 420単位時間以上の日本語教育に関する研修については文化庁への届出により一定の質が担保される仕組みがあるが、大学の日本語教師養成課程については、各大学に任されており、大学間で教育内容に差がある。
 - ・ 大学の日本語教員養成課程が副専攻（26単位）として設置されている場合、日本語教育の分野ではない科目にかなりの単位が置き換えられるなど、「養成・研修報告書」に示された「必須の教育内容」が十分周知されていない現状があるのではないか。

3. 日本語教育能力の判定の方法等

(1) 日本語教育能力の判定を行う日本語教育人材の範囲

- 日本語教育人材のうち、各活動分野で活動するに当たり、日本語教師としての基盤となる資質・能力を身に付けることが求められる養成修了段階の日本語教師を対象とすることが適当ではないか。
- 地域の日本語教室においては、多くの日本語学習支援者が参加することによって活動が支えられている現状がある。日本語教師や日本語教育コーディネーターと共に学習者の日本語学習を支援し促進する日本語学習支援者には、支援のための研修機会の提供は必要であるが、その知識や技能を判定することはなじまないのではないか。

(2) 判定の仕組み

- 日本語教育能力の判定の方法としては、一定の教育を受け、基本的な知識・能力を有することを試験などで客観的に担保することが必要ではないか。
- 日本語教育能力検定試験合格は教員要件を満たすとされているが、試験で知識面を担保された者については、加えて教育実践力を備えるための教育実習を経験することが必要ではないか。
- 新たな資格の仕組みを一から作るのではなく、既存の法務省告示校の教員要件の枠組みを活用しつつ、一定の日本語教育能力が担保されるような養成の枠組みに改めてはどうか。

(3) 試験の内容

- 日本語教育能力の判定の方法としては、養成段階での体系的な知識の習得部分は、日本語教育能力に関する既存の試験が活用できるのではないか。ただし、平成30年3月の文化審議会国語分科会の「養成・研修報告書」で示された「必須の教育内容」を踏まえた試験内容にすべきではないか。

4. 有資格者の活躍の場の例

- 法務省告示日本語教育機関の日本語教員については、日本語教育機関の教育の質の向上の観点から、日本語教育能力の判定が必要ではないか。
- 大学等に在籍する留学生に対する日本語教師についても、教育の質を担保する観点から、日本語教育能力の判定が必要ではないか。

- 一定の専門性が担保された日本語教師による、質の高い日本語教育を提供できることを示すことは、日本語学習を希望する人たちのニーズに応えることになる。それは、日本語教育機関はもちろん、外国人を雇用する企業や監理団体、住民を受け入れる地方公共団体等にとってもメリットと言えるのではないか。
- 日本語教師には、法務省告示の日本語教育機関や大学等のほか、公益事業を行う団体や学校、あるいは特定の機関・団体に所属せずフリーランスの日本語教師も一定数いる。そのような方が日本語教育能力の判定の枠組みから漏れないようにする必要がある。資格化によって、機関・団体に所属しない潜在日本語教師の活躍の場が広がるのではないか。
- 日本語教育の有資格者は、地域においても地域日本語教室の中核的な役割を果たすことができる。それによって日本語学習者支援者や交流活動を担うボランティアの負担を軽減し、より多様な取組を促進することが期待される。
- 渡日前教育を行う海外の日本語教育機関や送り出し機関、企業等において活躍する日本語教師について、日本との連携の観点からも有資格者が望ましいと言えるのではないか。
- 小学校や中学校等の学校において日本語学習が必要な児童生徒等に対する指導を教員と連携・協力して行う日本語教師にも、日本語教育機関の教育の質を担保する観点から、日本語教育能力の判定が必要ではないか。

5. 今後の検討課題

(1) 「資格」取得の要件等について

- 養成修了段階の能力判定については、「必須の教育内容」を試験シラバスに用いることにより、妥当性と現実性が非常に高い判定を行うことができるのではないか。
- 日本語教師には、日本語教育に関する知識だけでなく、教育実践力が求められることから、試験の合格のほか、教育実習の履修が必要ではないか。その際、教育実習の受入れ機関の確保・充実についても併せて対応を検討する必要があるのではないか。
- 法務省告示日本語教育機関に在籍する留学生の多くが大学等の高等教育機関への進学を目的に日本語を学んでいることから、教員においても学士を要件とすることを検討する必要があるのではないか。

- 日本語教師には、日本語に関する知識・能力のみならず教育者としての一般的な教養が必要である。日本語教師【養成】段階に求められる資質・能力には、一般教養は含まれていないことから、学士の資格を前提として定める必要があるのではないか。
- 専門家としての日本語教師に求められる資質・能力として、多様な言語文化に対する深い関心と鋭い感覚を有していることや、国際的な活動を行う教育者としてグローバルな視野を持ち、豊かな教養と人間性を備えていることとされていることから、学士の学位を有していることを判定に加える必要があるのではないか。
- 日本語教育の業界には、他の分野での専門的な知識・能力及び経験を有する多様な人材が参画している現状がある。社会経験の豊富な人材が活躍できるよう、あまり高い要件にして日本語教育専攻以外の人材が入りにくくならないよう、慎重な検討が必要ではないか。

(2) 養成課程について

- 養成修了段階で求められる知識・能力を有することを判定する試験の合格等を要件とする場合には、大学を含む日本語教師養成研修実施機関・団体の教育課程を修了した者については、試験の一部免除など、一定の緩和措置が設けられることが相当ではないか。なお、そのような一定の緩和措置を行うためには、受講生に対する教育の質を担保する観点から、教育課程が適切な教育内容・教育体制であることを確認し認定を行う等の仕組みの検討が必要ではないか。
- 文化庁届出の420単位時間以上の日本語教育の研修実施機関に関しても、届出時の書類確認のみであり、その後、一定の知識・技能の習得が担保されている教育の質となっているのか確認がなされていない現状があるのではないか。

(3) 「資格」の有効期限について

- 現在、日本語教師には資格がなく、日本語教師となってから定期的に日本語教育能力の向上を図る機会がない。また、職から一定期間離れた日本語教師が復職する場合の研修機会もない。日本語教師の資格を検討する際には、更新研修等の研修機会を設けることも検討すべきではないか。
- 現在、法務省告示日本語教育機関の日本語教員は、その教員要件を満たして採用されれば、その後、その日本語教員の資質・能力が確認される機会はない。法務省告示日本語教育機関の日本語教員の要件の確認に加えて、定期的な研修受講等による日本語教員の資質・能力の向上を図る仕組みについても検討する必要があるのではないか。

(4) 経過措置について

- 新たな資格の創設により，現職の日本語教師及び教育機関に混乱が生じないように，経過措置などの適切な対応を取ることが必要ではないか。
- 地域の日本語教育においては，法務省告示日本語教育機関の日本語教師の要件は満たしていないが，長年地域日本語教室等で中核となって支援に携わってきた経験者が一定数いる。ドイツ等諸外国の事例を参考に，経過措置として追加研修等を設けるなどして資格要件を満たせるようにしてはどうか。
- 現職の法務省告示日本語教育機関の日本語教員については，新たに日本語教育能力を判定する必要はないのではないか。なお，平成30年3月の文化審議会国語分科会の報告において留学生に対する日本語教師のための研修の教育内容等が示されたことから，その内容に基づく研修等の受講機会の提供等により資質・能力の向上を促す必要があるのではないか。

(5) 日本語教育能力の判定のための体制について

- 日本語教師の養成修了段階における資質・能力を確認するための試験の合格及び教育実習の履修のほか，その他の要件を満たした日本語教師が登録するなどして，日本語教育能力の判定を行う際の体制について検討が必要ではないか。

(6) その他（研修機会の充実等）

- 資格の創設だけでなく，併せて現職の日本語教師に対する活動分野別・段階別の研修機会の充実・推進が必要ではないか。
- 平成30年3月の文化審議会国語分科会の報告において，日本語教師（初任）の「生活者としての外国人」や留学生，就労者等の活動分野別に求められる資質・能力及び教育内容が示された。活動分野別に日本語教師の日本語教育能力の判定が必要ではないか。
- 日本語教師だけではなく，地域の日本語教室等で活躍している日本語学習支援者についても，その能力を証明することによって，より一層活躍できるような仕組みを検討する必要があるのではないか。
- 日本語教育コーディネーター（主任教員や地域日本語教育コーディネーター）は，既に日本語教師の養成段階を修了し，3～5年（約2400単位時間）以上の日本語教育歴を有していることから，日本語教育能力の判定よりも，より高度な知識・技能を身に付けるよう研修を受講する等，資質・能力の向上を促すことが良いのではないか。

- ビジネスや介護・看護などの医療などの多様な分野で専門職として活躍してきた人材に、リカレント教育として日本語教育を学んでいただき、日本語教育が必要な活動分野において日本語教育人材として活躍いただけるような仕組みがあると良いのではないか。
- 自主的な研修受講を促すだけでなく、研修を受講したことがインセンティブになり、日本語教師のキャリアパスにプラスとなるような仕組みづくりが必要ではないか。
- 日本語教師個人の日本語教育能力の判定という観点に加え、日本語教育を行う機関の教育の質を確保する観点から、日本語教育機関において、専門性を有する日本語教師を適切に配置しているかが問われるようにする必要があるのではないか。